

吉野川市こども食堂運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子どもの居場所づくりの一環としてこども食堂（子ども及びその保護者等を対象として、無料又は低額で食事を提供し、相互交流を図るための取組をいう。以下同じ。）を実施する団体等に対し、吉野川市こども食堂運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則（平成16年吉野川市規則第45号）に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、こども食堂を実施する団体等であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 吉野川市に活動拠点を有する者であること。
- (2) 徳島県が公表するこども食堂一覧に掲載されている者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施するこども食堂を運営する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 吉野川市内でこども食堂を実施するものであること。
- (2) 一の年度において平均毎月1回以上こども食堂を実施するものであること。
- (3) こども食堂の実施1回につき2時間以上実施するものであること。
- (4) こども食堂の実施1回につき10人以上の子どもの参加が見込まれるものであること。
- (5) こども食堂の実施について別に定める措置を講じていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 賄材料費
- (5) 役務費
- (6) 使用料及び賃借料

2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度による補助がある場合は、当該補助を受ける部分について、この告示による補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、当該年度におけるこども食堂の実施回数に2万円を乗じて得た額かつ一の年度において24万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、吉野川市こども食堂運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、吉野川市こども食堂運営費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第5号)
- (2) 収支報告書
- (3) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(書類の保管年数)

第8条 吉野川市補助金交付規則第17条の規定により書類を保管すべき年数は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から起算して5年とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。